

令和7年第1回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

そ の 2

令和7年2月

議案第 6 3 号

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例及び東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部改正について

(こども未来部保育課)

1 改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者及び家庭的保育事業者等の保育内容支援及び代替保育に係る連携協力の見直しその他所要の規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 特定地域型保育事業者及び家庭的保育事業者等（以下「特定地域型保育事業者等」という。）の保育内容支援及び代替保育に係る連携協力について、次のとおり定める。（第 1 条、第 2 条関係）

ア 市長は、特定地域型保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、保育内容支援の実施に係る連携施設の確保に関する規定を適用しないこととすることができる。

(7) 特定地域型保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(イ) 次の a 及び b に掲げる要件を満たすこと。

a 特定地域型保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

b 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

イ 市長は、特定地域型保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の

確保が著しく困難であると認める場合であって、市長が特定地域型保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であるときは、代替保育の提供に係る連携施設の確保に関する規定を適用しないこととすることができる。

(2) 連携施設に関する経過措置を令和12年3月31日まで延長する。(第1条、第2条関係)

3 施行期日

令和7年4月1日

(根拠法令)

児童福祉法

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。－略－

子ども・子育て支援法

第34条

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。－略－）を提供しなければならない。

第46条

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

